

---

◎議案第 6 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（斉藤 重君） 日程第 3、議案第65号 松崎町税条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第65号は、松崎町税条例等の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（窓口税務課長 山本眞一郎君 提案理由説明）

○議長（斉藤 重君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 今の最後の説明の②の資料ですが、地縁団体と言いますか、いわゆる区ですね。何々区、松尾区という区、これは今まではこの区は固定資産税、山林所有の固定資産税とかに税金が掛っているわけですが、今回の改正によって、説明を受けるとそういう不動産に関する権利を有している団体ということであって、そういう固定資産とかに対しての減免をするという内容とは違うわけですか。そこはどのような減免な何かがあるんですか。

○窓口税務課長（山本眞一郎君） 今回の改正はあくまでもこの地縁団体が法人格をもてるようになったわけです。法人ですと法人税の申告が必要になります。その法人税の申告について町に出される分は、収益事業でなければ減免しますよということになります。

ですから、固定資産税等については、従来どおり掛るようになります。ただ、公民館とか、そういう公益性のあるものと減免申請書を出して減免の形を取っております。以上でございます。

○10番（鈴木源一郎君） そうすると、公民館も当然法人格に登録したわけですが、さっき言った、山林もそうしたと、公民館はいわゆる減税になると、減免対象になるというふうに解釈していいわけですか。

○窓口税務課長（山本眞一郎君） はい。いま議員がおっしゃったそのとおりです。公民館につきましては、公益的に使っているわけですから、ほかのものとは違うということで減免しております。

○10番（鈴木源一郎君） 今までも公民館というのは課税をされていないのではないですか。

新規に法人格をとったためにこれが適用になって減免されるということになったという解釈をするわけですか、どうですか。

○窓口税務課長（山本眞一郎君） 公民館とか建物とか敷地については従来から課税をしています。ただ、減免の形で減免申請書を毎年区長さんの方から提出してもらっていますので、それで税金の方は掛らないと言いますか、減免されています。

今回それは変更はございません。ただ、法人格の決算についての申告が必要ないということです。収益事業をやっていないければ法人町民税は掛りませんという設定になります。

○議長（斉藤 重君） ほかにございませんか。

○7番（関 唯彦君） ちょっと関連の質問ですけれども、地縁団体についての質問でもよろしいでしょうか。

○議長（斉藤 重君） これに関連したことですか。

○7番（関 唯彦君） 地縁団体が出ていますので、地縁団体についての質問です。

○議長（斉藤 重君） はい。どうぞ。

○7番（関 唯彦君） 地縁団体についてちょっと質問させていただきますけれど、これは認可地縁団体ですか。認可地縁団体になるといろいろ制約が出てくると思うんですけれども、その制約を教えていただけるのでしょうか。いくつか制約があると思うんですよ。

例えば、一部の政党、特定の政党を指示できないとかね。選挙関係にも絡んでくると思うんですけれども、それを拡大解釈すると、例えば、町長がその地区から出た時に自治区として応援することが出来ないのか、出来るのか。議員ですとか、その辺のところがどうなのか、自治法でいくと特定の政党というのがあるんですけれども、その辺はどうなんだろうかね。

○窓口税務課長（山本眞一郎君） 地縁団体を申請するにはいろいろと制約があります。

それで、実際のその地縁団体の管理をしているのが総務課の方でやっております。印鑑については窓口税務課の方で印鑑を管理しております。

いま、政党ということでございましたが、地方自治法の260条の2にその地縁団体の関係が謳われております。それで、認可地縁団体は「特定の政党のために利用してはならない」ということが項目に入っております。そのほかにいろいろその地域に住んでいる人の正当な理由がない限り加入を拒めないとか、そして、規約なんかを変更する場合は「4分の3以上の同意がなければ」とか、いろいろ制約がございます。役員等が替わった場合も変更届けを出す必要があります。

詳しいことはもしあれでしたら、資料を後で提出するような形でお願いしたいと思います。

○7番（関 唯彦君） 私が聞いているのは、政党のところなんですけれども、資料としては持っているんですけど、それを拡大解釈して町長選ですとか、議員選ですとか、その辺まで拡大解釈していいものかどうなのかということです。いかがでしょうか。

○窓口税務課長（山本眞一郎君） 私もいろいろ読んだ中で、その区で推薦とか、そういう政治活動をしてはならないと確か書いてあると思いました。以上です。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（斉藤 重君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第65号 松崎町税条例等の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（斉藤 重君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---